

玉 掛 け

つり上げ荷重1トン未満のクレーン等(天井クレーン、トラッククレーン、デリック等)の玉掛け作業については、玉掛け特別教育を修了していなければなりません。(法第59条、規則第36条)
また、つり上げ荷重が1トン以上のクレーン等については、補助作業であれば玉掛けを行うことができます。

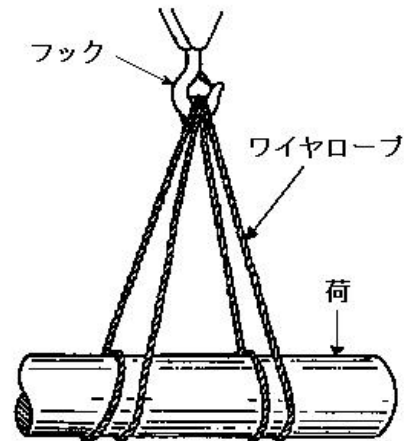
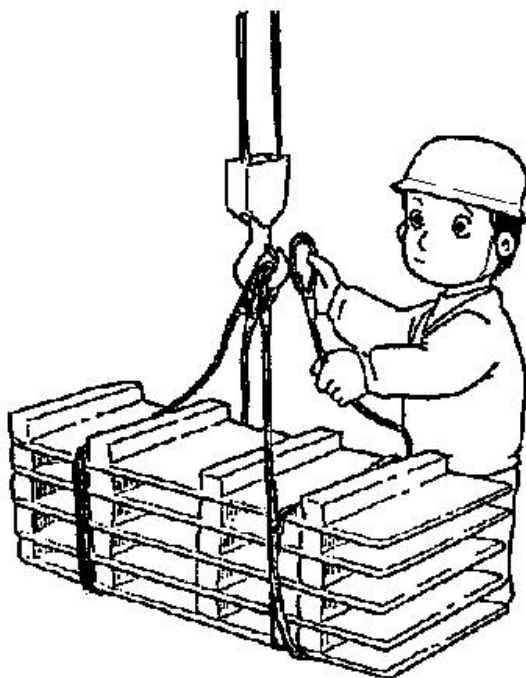
講習科目と時間数

講 習 科 目	時間数	合計
クレーン等に関する知識	1	9
クレーン等の玉掛けの方法	2	
クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識	1	
関係法令	1	
クレーン等の運転のための合図(実技)	1	
クレーン等の玉掛け(実技)	3	
講習終了後に簡単な確認テストを行います。		

クレーン等：クレーン、移動式クレーン及びデリックをいう。

玉 掛 け：ワイヤロープやチェーンその他の玉掛け用具を用いて、荷をクレーン等のつり具に掛けたり(荷掛け)、外したり(荷はずし)する作業。

つり上げ荷重：クレーンの構造と材料に応じて負荷させることができる最大の荷重、フック等のつり具の重量を含む。



《その他の資格》

◎ 玉掛け技能講習：つり上げ荷重1トン以上のクレーン等の玉掛け作業 (法第61条、令第20条、別表第18)